

令和6年7月1日受付開始

龍ヶ崎市U34賃貸住宅更新補助

令和6年1月1日以降に賃貸住宅の更新をした

0～4歳以下の

お子さんがいる、

夫婦のいずれかが

35歳未満の世帯に

7

最大

万円

※毎年度3月15日までが申請期限となります。  
※予算額に達した場合は、申請期限を待たずに事業の受付を終了する場合があります。  
※更新日(契約日)から2年が経過すると申請ができませんので、予めご了承ください。

基本額

5万円

+

加算額

最大

2万円

原則として、下記の主な条件1、2に該当する方に補助します。

更新日(契約日)から申請日までの期間で龍ヶ崎市内で消費した金額をキャッシュバックします。

※一部、除外品目あり

<この事業で対象となる方の主な条件>

条件

01



0～4歳以下の子がいる

申請者・配偶者(ひとり親も含む)のいずれかが

35歳未満

(令和6年4月1日現在)

条件

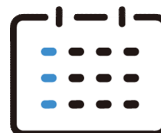
02



令和6年1月1日以降に賃貸住宅の更新契約をしたもしくは賃貸住宅間の転居契約をした

条件

03



申請日時時点で賃貸住宅更新(契約)日から2年以内

※上記は主な条件となります。詳細な条件は、裏面やお問い合わせで必ずご確認ください。  
※イラストはイメージです。

問い合わせ

龍ヶ崎市 まちの魅力創造課 人口問題対策室

☎ 0297-64-1111 (内線376・377) ✉ miryoku@city.ryugasaki.lg.jp

龍ヶ崎市では、若者・子育て世代の定住化を促進し、活気に満ちた元気なまちづくりを推進するため、0～4歳以下のお子さんがある、いずれかが35歳未満の夫婦（ひとり親も含む）に対し、最大7万円の補助金を交付します。

事業の詳細はこちら



## ●どんな人が補助金をもらえる対象になるの？

申請には、以下の条件をすべてクリアする必要があります



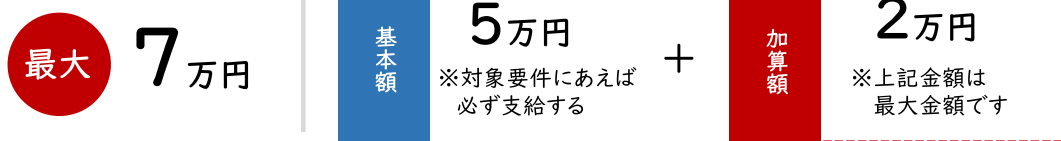
対象者

- ① 0～4歳以下のお子さんがあるいずれかが35歳未満の夫婦の世帯（ひとり親含む）
- ② 令和6年1月1日以降に申請者が居住を目的とした賃貸住宅の更新契約もしくは更新時期に伴う市内の賃貸住宅間の転居にかかる賃貸借契約をしている。
- ③ 補助金の申請日が更新契約等から2年以内
- ④ 申請者・配偶者等双方に市税等の未納がない
- ⑤ 申請者・配偶者等双方が暴力団員でない
- ⑥ （外国人の場合）永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する
- ⑦ 過去にこの補助金を受けていない

## ●いくら補助金がもらえるの？



補助金額



加算＝市内で消費した分をキャッシュバック

更新契約等を行った日から補助金の申請日までの期間に龍ヶ崎市内で消費した商品・サービスが対象になります。

※一部対象外の商品等あります。事前にホームページでご確認ください。  
※複数店舗の合算も可能です。



申請時にレシート(領収書)の原本添付必要

## ●申請に必要な書類は？

以下の書類をすべて提出する必要があります。



必要な書類

- 申請書兼請求書(様式第1号)
  - 対象経費内訳一覧(様式第2号)【加算額確認用】  
+経費の領収書・レシート(原本のみ有効)
  - 住民票の謄本の写し(続柄記載のもの)  
※賃貸住宅間での市内転居の場合は前住所が確認できるもの
  - 賃貸借更新契約がわかる書類  
※賃貸住宅間での市内転居の場合は賃貸借契約がわかる書類
- 市HPよりダウンロード可
- 発行後、3ヶ月以内のもの  
コピー不可

※申請の受付は郵送でも可能です。